

# 石川県農林水産部試験研究外部評価委員会設置要領

## 第1（目的）

この要領は、石川県農林水産部試験研究機関の試験研究評価に関する実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項に規定する外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## 第2（所掌事務）

委員会は、要綱第5条第2項に規定する外部評価の実施に関し、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 事前評価に関すること。
- (2) 中間評価に関すること。
- (3) 事後評価に関すること。

## 第3（組織）

委員は、試験研究機関の試験研究評価における基本的な評価項目等に関し、優れた識見を有する者を農林水産部長が委嘱する。

- 2 委員は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長をおく。
- 6 委員長は、委員の互選により選任する。
- 7 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## 第4（会議）

委員長は、委員会を総理し、会議の議長を務める。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に対し出席を求めることができる。

## 第5（庶務）

委員会の庶務は、農業政策課において処理する。

## 第6（委員の責務）

委員は、第2各号に規定する外部評価に関し、厳正な審議に努めるとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## 第7（委任）

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成16年6月18日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。